

居宅介護支援の特定事業所集中減算に係るQ&A

	質問	回答
1	居宅サービス計画数に、要支援者の介護予防サービス計画数も含むのか。	要支援者の介護予防サービス計画数は含みません。
2	通院等乗降介助を位置付けたものも対象となるか。	対象となります。
3	居宅サービス計画を作成したが、入院等の理由により、給付管理の実績がなかったものについても件数に算定するか。	算定しない取扱いとなります。
4	給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算定すればよいのか。 (例)サービス計画提供月→4月 給付管理を行った月→6月	サービス提供を行った月に算定となるため、質問例の場合は、4月分に算定します。
5	1人の利用者が複数の同一サービスを利用している場合はどう計上するのか。	1人の利用者が複数の同一サービスを利用している場合(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)は、それぞれの法人ごとに計上します。 (例) ①A法人とB法人の訪問介護を位置付けている場合 →訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は「1」 →A法人に「1」、B法人に「1」を計上します。 ②A法人が運営するn事業所とm事業所の訪問介護を位置付けている場合 →訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は「1」 →A法人に「1」を計上します。
6	対象となる居宅サービスのうち、1つでも80%を超えているサービスがあった場合は減算の対象になるのか。	1つでも80%を超えている場合は、減算対象期間において全ての利用者に対して減算を行うこととなります。
7	減算の対象期間中に改善された場合は、減算が中止されるか。	中止されません。減算期間中は減算となります。
8	「80%を超えた」とは、80%ちょうどの場合は減算対象になるのか。	四捨五入をせずに 79.999...% → 減算にはならない。 80.000% → 減算にはならない。 80.00...1% → 減算の対象になる。
9	正当な理由に該当するため、「チェックシート」の提出は不要か	正当な理由該当の適否は、「チェックシート」により行方市が判断するため、提出が必要です。未提出の場合は、仮に正当な理由に該当していても、「集中減算」が適用されます。
10	通所介護と地域密着型通所介護について、「チェックシート」にどのように記載するのか。	居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、原則、通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれについて計算します。 ただし、次のとおり、通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれについて計算するのではなく、いずれか又は双方のサービスを位置付けた居宅サービス計画数を算出し、割合を計算することとして差し支えありません。 なお、双方を合算する場合には、チェックシートの「サービス名称」の欄に「通所介護等」と記載してください。
11	正当な理由の一つに、サービスの質が高いこと等、総合的に勘案した結果とあるが、地域ケア会議等の意見や助言を求める理由は。	総合的に勘案した結果を示す根拠を確認するため、添付資料として求めています。
12	集中減算が適用されるのは、正当な理由に該当しないサービスのみか。	「集中減算」が適用された場合、減算適用期間中、全ての居宅介護支援費について、減算した請求となります。
13	「チェックシート」は必ず作成しなければならないのか。	「チェックシート」は必ず作成し、5年間保存いただくこととなります。「チェックシート」の作成は、居宅介護支援事業所において「集中減算」の該当となるか、確認するために行うものとなります。

14	集中減算の適用になる場合の提出書類は。	*新たに集中減算の適用になる場合や、集中減算から外れる場合は、下記の書類を提出してください。 (1)集中減算チェックシート (2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (3)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
----	---------------------	--